

## 新年のご挨拶

さらに身近で頼りになる  
司法の実現および  
会員への指導と支援の強化



東京弁護士会会長 齋藤 義房

新年を迎え、会員の皆様のご健勝とご発展を祈念申し上げます。

旧年中は、市民に利用しやすく頼りになる司法の実現や会務の諸活動にご尽力・ご協力いただき、誠にありがとうございました。

昨年10月1日に「地域密着型のかけ込み寺」というコンセプトで、「蒲田法律相談センター」を一弁と共同して発足させました。同センターは、当会若手弁護士のOJTの場でもあります。また、同センターでの法律相談の運営には、二弁も参加の方向です。次いで同月15日には、外国人事件を集中的に取り扱い、かつ外国人事件担当弁護士の養成をも目的とする「東京パブリック法律事務所三田支所」を開設いたしました。引き続きご支援をお願いいたします。

東日本大震災・原子力発電所事故の被災者・被害者の権利回復は、今年も最大の課題です。特に、原子力損害賠償ADR（原紛センター）の弁護士調査官を本年3月末までに210名まで増員させることへの協力は、東京三弁護士会に強く求められている課題です。被害者の適正かつ迅速な救済のために、全力で取り組む決意です。

秘密保全法制定の動きや強まる憲法改正論議に対しては、市民にすみやかに情報提供するとともに、人権と平和主義の観点から意見表明すること

が重要です。

法曹養成，法曹人口，弁護士の活動領域の拡大に関する諸課題については，政府の法曹養成制度検討会議で本年3月に一定の取りまとめが行われ，バブコメ募集が予定されています。弁護士会の問題意識と主張を広く理解してもらうために，広報や各界との意見交換をさらに一層強めていく必要があります。

事件手続の改革についてみると，刑事事件の分野では，裁判員裁判の定着を踏まえ，捜査や証拠開示のあり方などさらなる見直し議論が行われています。相次ぐ再審無罪事件や遠隔操作による脅迫メール冤罪事件の衝撃もあり，取調べの可視化（全過程の録画）の法制化が視野に入ってきました。少年事件国選付添人制度の拡大も実現させなくてはなりません。

他方で，民事・行政事件の分野での改革は遅れています。制度的基盤および裁判所・検察庁の人的・物的基盤の拡充の課題も残されたままです。裁判所や法務省との意見交換を密に行うとともに，経済，労働，消費者の各団体や研究者，マスコミ関係者等と連携した本格的な取り組みを開始する必要があります。

昨年後半は，各地で弁護士の不祥事がマスコミ

に報道されました。弁護士会の市民窓口寄せられる苦情などを早期に掌握して個々の会員に対する指導を実効あるものにする制度や，会員に対するメンタルケアを含め，会員を孤立させず支援する制度の整備がきわめて重要です。それこそが自治権を持つ弁護士会の責務と言えるでしょう。

その具体策の一つとして，昨年10月の常議員会で承認され，本年1月から開始する新規登録弁護士全員を対象とするクラス別研修制度をしっかりと軌道に乗せなければなりません。

弁護士会による会員への指導と支援の強化の取り組みに対し，会員の皆様の特段のご理解とご協力を，あらためてお願いする次第です。

